

## 今後の対応

現在、保育所に通う保護者の就労等の状況をみると夜間保育を実施することなく、延長保育の拡大により、カバーすることが可能です。ただし、休日保育と同様、今後、調査・検討していきます。

## 2. 短期預かり支援事業

## (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 事業の内容

小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより児童の健全育成を図る事業です。

## 現状

平成16年度現在では、4か所の放課後児童クラブで対応しておりましたが、平成17年度に新たに1か所開設します。

## 今後の対応

平成17年度に1か所開設することにより、市街地における放課後児童対策はおおむね達成することができると考えます。しかしながら、農村地域（特に東地区）の放課後児童対策が今後の大きな課題です。全児童対策を含め総合的な検討をしていきます。

平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量等	目標達成の予定年度
定員 185人	定員 280人	平成21年度

## (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

## 事業の内容

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急・一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

## 現状

現在は児童相談所との連携をもとに、一時保護所等への委託により対応しています。

## 今後の対応

今後も児童相談所と連携を図り、乳児院や児童養護施設の委託により対応していきます。

## (3) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

## 事業の内容

児童を養育している父子家庭等が、仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている場合に、保護者に代わって保育する事業です。

## 現状

現在、幸手市では行っていません。

## 今後の対応

ファミリーサポートセンター事業を実施することにより、同様のサービスを提供することが可能であるため、同事業の実施・推進を図ります。

## (4) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）

## 事業の内容

保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に一時的に保育所や病院等に付託された専用スペースにおいて保育する事業です。（病後児保育には、家庭や保育士、看護師等の居宅において保育する「派遣型」もあります。）

## 現状

現在、幸手市では行っていません。

## 今後の対応

この事業を実施するためには、専用のスペースが必要であり、現在の保育所では実施が困難です。医師や看護師等のスタッフが整っている病院等において「施設型」の病後児保育を実施していくことが望ましいため、今後、実現に向けて検討していきます。

## (5) 一時保育事業

## 事業の内容

保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育の必要性が生じたときに、児童を保育する事業です。

## 現状

第1保育所と第3保育所において一時保育を行っています。

## 今後の対応

現在、2か所の保育所で行っていますが、ニーズも増えており、2か所では不足することが予想されます。公立の残り1か所についても実施するよう検討していきます。

平成16年度 実施状況	平成21年度 目標事業量等	目標達成の予定年度
2か所 定員12人	3か所 定員18人	平成21年度

## (6) 特定保育事業

## 事業の内容

保護者の就労形態の多様化(パート等の増大等)に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業です。

## 現状

現在、幸手市では行っていません。

## 今後の対応

通常保育や一時保育の拡大等により、対応していきます。